

富士市公共建築物等における

富士地域材利用促進基本方針

【期間：令和 3 年度～令和 7 年度】

令和 3 年度

目 次

I	基本方針策定の趣旨	1
II	本市の林業の現状と課題	2
III	基本方針	
1	公共建築物等における富土地域材利用促進の目的	4
2	公共建築物等における富土地域材利用促進の基本方向	4
	(1) 基本方向	
	(2) 対象期間	
3	公共建築物等における木材利用の目標	5
4	公共建築物等での富土地域材の利用	7
	(1) 公共建築物での富土地域材の利用	
	(2) 備品調達等での富土地域材の利用	
	(3) 工作物での富土地域材の利用	
	(4) 公共土木事業での富土地域材の利用	
5	富土地域材の安定供給体制の整備等	10
6	推進体制	10
7	基本方針の改訂	10

I 基本方針策定の趣旨

木材は、断熱性、調湿性等に優れ、長期間にわたって炭素を貯蔵できる再生可能な資源であり、環境と人間に優しい素材として、建築材料をはじめ生活を取り巻く様々な場面の中で長らく親しまれてきた。また木材が生産される森林は、同時に国土保全、水源かん養、生物多様性保全、保健休養の場の提供など多面的な機能を持ち、これらの機能が林業に携わる者だけでなく、下流域の住民とその生活にも大きく影響し、様々な恩恵をもたらしていることは広く知られている。

しかし、林業経営の不振が長引く中で、近年、いわゆる放置林が増加し全国的に問題となっている。放置林とは、枝打ちや間伐等の手入れがなされていない森林のことで、林床に光が届かず下草が生育しないため表土は雨で侵食され、国土保全や水源かん養などの機能が低下する。また、そこで生産される木材の品質も低下し、いっそう林業経営を圧迫する。こうした状況は、本市においても例外ではない。

このような中、「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律」（平成 22 年法律第 36 号。以下「法」という。）が施行され、公共建築物における木材の利用に努めることが国や地方公共団体の責務として示された。静岡県は、これを受け法第 8 条に基づき、平成 23 年 3 月に県方針となる「“ふじのくに” 公共建築物等木使い推進プラン」（以下「県の基本方針」という。）で、静岡県産材の年間生産目標及び県内公共部門での年間利用目標を定めた。

これらを踏まえ、本市においても法第 9 条に基づき、公共建築物等で率先して富土地域材の利用を推進することにより、林業経営の安定化と市域の森林の健全な育成を図り、地球温暖化の防止、循環型社会の形成等に資することを目的として基本方針を定める。

II 本市の林業の現状と課題

本市の森林面積は12,074haで、市域24,495haに対し約1/2に相当する。国有林を除く民有林面積は10,159haあり、このうち人工林面積は8,212ha、市域の約1/3を占める。これら人工林の林齢構成は、伐採可能な林齢40年（8齢級）以上が90%を超えており、本市の森林資源は、成熟期を迎えている。

こうした中、本市では森林施業の効率化の一環として林道網を整備するとともに、富士山麓で生産されたヒノキ材を「富士ヒノキ」として銘柄化を図るなど、地域材の生産基盤強化と利用の推進に取組み、富士地区林業振興対策協議会（会長：富士市長）が立ち上げた

「FUJI HINOKI MADE」のブランド化により、木材産業の振興と世界文化遺産である富士山の環境保全に貢献している。

富士市の森林面積（森林法第2条第1項） 資料）令和2年度静岡県森林・林業統計要覧

富士市総面積 24,495ha			
総森林面積 12,074ha			
民有林面積 ^{※1} 10,159ha	国有林 1,915ha	※1 市有林は民有林に含まれる	
人工林面積 ^{※2} 8,212ha	他 1,947ha	※2 人工林の約8割は「ひのき」である	

富士市の民有林齢級別面積（森林法第2条第1項） 資料）樹種別森林資源表

種別等	総数		針葉樹		広葉樹		竹林・他 ha
	ha	%	ha	%	ha	%	
7齢級以下	470	5	448	5	22	1	人工林面積(8,212) =8,164+48
8齢級以上	9,394	92	7,717	95	1,677	99	
その他	295	3					
合計	10,159	100	8,165	100	1,699	100	

・針葉樹林には、8,164haの人工林がある。
・広葉樹林には、48haの人工林がある。

また、森林の持つさまざまな機能をより良く発揮させるために、市域の森林を「木材生産」「水源涵養」「山地災害」「快適環境」「保健文化」などに大別し、それぞれに応じた森林整備を進めている。

なお、本市は市有林2,163ha（うち人工林は約67%、1,460ha）を持ち、これらの適正な管理に努めている。

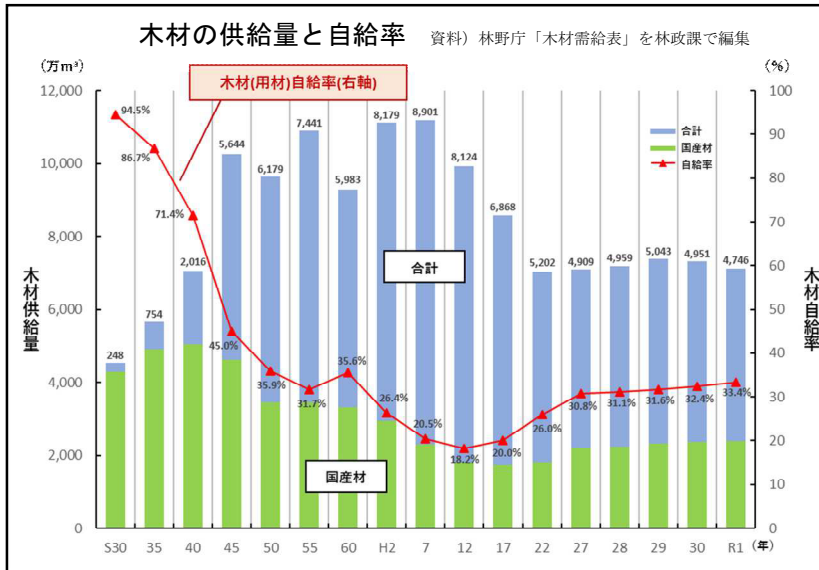
重視すべき機能に応じた森林区分面積（民有林） 資料）令和2年度静岡県森林・林業統計要覧

森林区分	面積(ha)	割合(%)	働 き
木材生産	3,313	32.6	木材等の資源を培養する
水源涵養	6,098	60.0	水資源を保持し、渇水を緩和する
山地災害	241	2.4	土砂災害の発生、山地の荒廃を防止する
快適環境	191	1.9	生活環境を守り、快適な生活環境を形成する
保健文化	302	3.0	保健、教育活動に寄与する
その他の森林	14	0.1	地域森林計画の対象外の森林
合計	10,159	100.0	

全国的な木材の自給率は、昭和 30 年代からの外材輸入の増加により、平成 12 年には最低の 18.2%までに落ち込んだ。その後、輸入量の減少により自給率は上昇傾向にあるが、様々な

要因から木材の利用量自体が減少し、国産材の供給量は横ばいの状態が続き、木材価格も昭和 55 年頃をピークに下落が進んでいる。

本市大淵の富士木材センターにおける最近十数年間の平均単価の推移を見ても、平成 12 年度に 22,000 円/m³だったものが令和 2 年度では、11,630 円/m³と大きく下落している。



一方、本市での出材コストは、市有林の例で 10,000~18,000 円/m³程度であり、植林から保育までを含めた経費を考慮すると、林業の経営は、非常に厳しい状況にある。

木材価格の推移 (富士木材センター取扱実績)

年 度	H12	H22	H27	H28	H29	H30	R 1	R 2
金額(千円)	839,711	591,844	899,007	1,225,846	1,373,485	1,163,996	1,133,039	967,132
材積 (m ³)	38,212	45,206	82,743	109,282	120,470	96,939	93,200	83,141
平均単価(円)	22,000	13,090	10,870	11,220	11,015	12,007	12,157	11,630

こうした中で、人工林の手入れに対する意欲が減退し、本市においても手入れ不足の人工林が増加している。このような人工林では、下草が絶え表土は雨で侵食され、地盤がしだいにむき出しとなっていく。ついには表面侵食防止や水源かん養などの機能が大きく低下した森林となる。こうした放置林が増大した場合の下流域への影響が懸念される。



手入れ不足の人工林(下草が絶え表土は雨で侵食され、地盤がむき出しとなる)

Ⅲ 基本方針

1 公共建築物等における富土地域材利用促進の目的

木材は、断熱性、調湿性等に優れ、紫外線の吸収や衝撃を緩和する性質を有するほか、製造時のエネルギー消費が小さく、長期間にわたって炭素を貯蔵できる資材である。さらには再生可能な資源であり、エネルギー源として燃やしても大気中の二酸化炭素の濃度に影響を与えない「カーボンニュートラル」な特性を有する。木材の利用を推進することにより、健康的で温もりのある快適な生活空間の形成のほか、二酸化炭素の排出の抑制、建築物等における炭素の蓄積増大による地球温暖化の防止など循環型社会の形成への貢献が期待できる。

また木材を生産する森林は、同時に国土保全、水源かん養など多面的機能の発揮を通じて、市民が安全で安心して暮らせる社会の実現を担っている。こうした機能の発揮は、開発的な手法のみでは不可能であり、特に人工林においては、伐採・更新・保育といったサイクルに従って行なわれる手入れにより森林を適正に整備・保全し、その機能を持続的に発揮させることが極めて重要である。しかし、近年の全国的な林業経営の不振から、手入れが不十分な人工林が増加し、本市においてもこうした傾向が顕在化しつつある。このため、富土地域材の需要を拡大し、林業経営の中で十分に森林の手入れを行なうことができる状態を作り出すことが急務である。

これらを踏まえ、市自らが率先して公共施設での木材、とりわけ富土地域材の利用を促進・拡大するとともに、市民が公共施設などでその香りやぬくもりと触れ合うことで、潜在的な需要を呼び起こし、需要拡大に結びつくことを期するものである。

なお本方針では、静岡県産材証明制度での販売管理票で市町村番号「26」富士市・「27」富士宮市を「富土地域材」、それ以外の番号を「静岡県産材」とする。

2 公共建築物等における富土地域材利用促進の基本方向

本方針の基本方向及び対象期間を以下のとおり定める。

(1) 基本方向

公共建築物の整備にあたっては、可能な限り木材を使用した方法を採用する。備品等調達にあたっては木材を原材料とした製品の利用を促進する。土木工事の実施にあたっては仮設工を含め、木材を用いた工法の採用を検討し、積極的な木材の利用を図る。

使用する木材は、富士・富士宮市で生産された富土地域材を優先するものとし、発注の際、仕様書等により指定するものとする。ただし、調達期間において工期や供給等に支障をきたす場合や、富土地域材を原材料とした製品が存在しない場合は静岡県産材を中心に検討するものとする。

(2) 対象期間

令和3年度から令和7年度までの5年間を対象とする。

3 公共建築物等における木材利用の目標

本市では、平成 28 年度に定めた前基本方針（平成 28 年度～令和 2 年度）に基づき、公共建築物等における木材利用の促進に取り組んできたが、これらを集計した過去 5 年間の木材使用実績によると、目標とした地域材の使用量 460 m³/5 年間（92 m³/年）に対し、171 m³/5 年間（34 m³/年）となり目標を達成できなかった。また、公共施設等への富土地域材の使用率についても、目標とした 34% に対し、年間平均値で 15% 程度に留まり目標を達成できなかった。この結果については、次のことが考えられる。

【富土地域材の使用量及び使用率が低い要因】

- ・ 富土地域材を意識的に使用する部署が少ないこと
- ・ 民間整備における富土地域材の使用意識が低いこと
- ・ 富土地域材では代替できない木材の使用が多くあったこと（松杭丸太等）
- ・ 富土地域材を原材料とした大型部材の入手が困難であること

【公共建築物等木材使用実績】

《公共施設整備・民間整備における公共的建築物の木材使用量及び地域材等使用率》

平成 28～令和 2 年度

単位：m³（%）

	H28	H29	H30	R1	R2	計	平均
地域材	63(24)	52(22)	11(24)	27(5)	18(27)	171(15)	34(15)
県産材	78(30)	121(50)	13(30)	97(19)	24(37)	334(30)	67(30)
全木材	261(—)	241(—)	44(—)	517(—)	66(—)	1,129(—)	256(—)

平成 24～27 年度

単位：m³（%）

	H24	H25	H26	H27	計	平均
地域材	111(9)	87(23)	58(17)	68(12)	324(13)	81(13)
県産材	152(13)	123(33)	165(49)	220(40)	660(27)	165(27)
全木材	1,172(—)	375(—)	336(—)	549(—)	2,432(—)	608(—)

平成 19～23 年度

単位：m³（%）

	H19	H20	H21	H22	H23	計	平均
地域材	20(28)	40(13)	79(63)	50(34)	28(12)	217(25)	43(24)
県産材	70(99)	40(13)	79(63)	71(48)	83(36)	343(39)	69(39)
全木材	71(—)	308(—)	125(—)	149(—)	229(—)	882(—)	176(—)

《公共施設整備木材使用量及び地域材等使用率》

平成 28～令和 2 年度

単位：m³（%）

	H28	H29	H30	R1	R2	計	平均
地域材	59(36)	50(36)	11(44)	12(23)	18(32)	148(34)	30(34)
県産材	71(43)	119(86)	13(54)	12(23)	22(39)	236(55)	47(55)
全木材	164(—)	138(—)	24(—)	50(—)	55(—)	431(—)	86(—)

平成 24～27 年度

単位：m³ (%)

	H24	H25	H26	H27	計	平均
地域材	105(18)	87(37)	55(26)	63(22)	310(23)	78(24)
県産材	142(24)	102(43)	162(76)	204(72)	610(46)	153(46)
全木材	593(－)	235(－)	212(－)	283(－)	1,323(－)	331(－)

平成 19～23 年度

単位：m³ (%)

	H19	H20	H21	H22	H23	計	平均
地域材	20(28)	40(13)	79(63)	50(37)	28(14)	217(26)	43(25)
県産材	70(99)	40(13)	79(63)	71(52)	83(40)	343(41)	69(41)
全木材	71(－)	308(－)	125(－)	136(－)	206(－)	846(－)	169(－)

《民間整備における公共的建築物木材使用量及び地域材等使用率》

平成 28～令和 2 年度

単位：m³ (%)

	H28	H29	H30	R1	R2	計	平均
地域材	4(4)	3(3)	0(0)	16(3)	0(0)	22(3)	4(3)
県産材	7(7)	3(3)	0(0)	86(18)	3(26)	98(14)	20(14)
全木材	97(－)	103(－)	20(－)	468(－)	11(－)	698(－)	140(－)

平成 24～27 年度

単位：m³ (%)

	H24	H25	H26	H27	計	平均
地域材	6(1)	0(0)	3(2)	5(2)	14(1)	4(1)
県産材	10(2)	21(15)	3(2)	16(6)	50(5)	13(5)
全木材	579(－)	141(－)	124(－)	266(－)	1,110(－)	278(－)

平成 19～23 年度

単位：m³ (%)

	H19	H20	H21	H22	H23	計	平均
地域材	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)
県産材	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)
全木材	0(－)	0(－)	0(－)	13(－)	23(－)	36(－)	7(－)

前基本方針における本市の目標設定は公共施設等への地域材の使用量及び使用率としたが、本基本方針における目標設定は、富土地域材の使用量を意識的に高めることとし、公共施設等への地域材の使用率とする。目標値の設定については、地域材使用住宅補助金と同等に、公共建築物についても、34%以上の富土地域材使用を目標とする。

公共建築物等への富土地域産材使用率目標（5ヶ年） 34%以上

4 公共建築物等での富土地域材の利用

公共建築物等の整備における木材の利用の推進にあつては、建築材料としての利用はもとより、建築材料以外の各種製品の原材料としても併せてその推進を図るものとする。また、「林道事業」「治山事業」等の事業で伐採した富土地域材の活用を推進する。

(1) 公共建築物での富土地域材の利用

公共建築物の整備に当たっては、富土地域材をはじめとする木材を利用し、次のアからウのとおり公共建築物の構造の木造化・内装等の木質化^(注1)を推進する。

ここでいう公共建築物とは、法第2条において定める①公共建築物、②地方公共団体以外の者が整備する①に準ずる建築物で富士市からの補助を受けた建築物をいう。

(注1) 構造の木造化：施設の主要な構造材(柱・梁・桁)を木材(集成材を含む)で建築すること

内装等の木質化：建築する施設の内・外装を木材で施工すること

ア 構造の木造化の推進

建築基準法その他の法令に基づく基準において耐火建築物とすること又は主要構造部を耐火構造とすることが求められていない公共建築物において、木造化を推進する。ただし、施設の維持管理、防護防犯、費用対効果、また、災害応急対策活動に必要な施設等の理由により、木造化が適当でない場合を除く。



構造木造化の事例(勢子辻林業展示場)



構造木造化の事例(勢子辻林業展示場)

イ 混構造の検討

木造と非木造(鉄骨造、鉄筋コンクリート造等)の混構造とすることが、純木造とする場合に比較して耐火性能や構造強度の確保、建築設計の自由度等から有利な場合もあることから、その採用も検討する。

ウ 内装等の木質化推進

施設の維持管理、防護防犯、費用対効果等、建築物に求められる機能等から、木造化になじまない又は木造化を図ることが困難と判断されるものを除き、内装等の木質化を推進する。



内装木質化事例(富士川第一小学校体育館)



内装木質化事例(丘小学校校舎)

(2) 物品調達等での富土地域材の利用

公共建築物等において使用される机、いす、書棚等の備品、市が安全対策のために設置するバリケードなどに富土地域材をはじめとする木材を原材料とした製品の利用を推進する。



物品調達事例(市民課(ロビー)テーブル・イス)



物品調達事例(林政課応接カウンター)

(3) 工作物での富土地域材の利用

景観の向上及び癒しの醸成のため、周囲との調和や木材の強度に留意しつつ、各種防護柵、木製工作物等への富土地域材をはじめとする木材の利用を推進する。



工作物事例(丸太階段)



工作物事例(四阿(あずまや))

(4) 公共土木事業での富土地域材の利用

木材使用が可能な工法の採用を検討するとともに、植栽支柱、基礎杭、土留め、バリケードなどの仮設及び保安資材等での富土地域材をはじめとする木材の利用を推進する。ただし、事業費の縮減や工事品質保持の面から適当でない場合を除く。



利用事例(簡易丸太柵工：土留め)



利用事例(丸太伏工：現場発生材利用)



利用事例(木製沈床工)



利用事例(植栽の丸太支柱)

また、木材を使用する公共土木事業にあつては、次の内容での「木材使用特記仕様書」を設計図書に添付し、利用の拡大を図るものとする。

木材使用特記仕様書

1. 本工事(任意仮設を含む)において使用する木材は、原則として「富土地域材」とし、それによりがたい場合は、「静岡県産材」を中心に監督員と協議すること。
2. 木材の生産地を証明するための書類として、「県産材販売管理票(副)」(市町村番号が26・27を「富土地域材」、その他を「静岡県産材」とする。)の写し及び使用した木材量を監督員に提出すること。
3. 施工計画書の主要資材の項目に木材の購入業者名を明記すること。
4. 支障木などの現地発生材(「富土地域材」)を使用する際には、現地において監督員の確認を受けるとともに木材量を提出すること。

※ あらかじめ県産材販売管理票が必要な旨を業者に伝えること。

5 富土地域材の安定供給体制の整備等

本市での木材生産は、冬季とそれ以外の時期では生産量が大きく異なり、特に少ない時期では需要を賄いきれない可能性もある。このため、木材生産に適した森林における効率的な木材生産計画の作成促進、路網の整備、低コスト生産のための林業機械の紹介・普及等、富土地域材の増産と年間を通じた安定供給体制の整備を進める。また、人工林の間伐や混交林化により森林機能の向上を図る「森の力再生事業」により、森の力を回復する。

6 推進体制

市が実施する公共建築物等の整備に関して、富土地域材の円滑な利用を推進し、その需要拡大を図るため「富士市公共建築物等富土地域材利用促進会議」を設置する。また、木材の利用状況は「木材全体」、「静岡県産材」、「富土地域材」について把握するとともに、製品・工法・その他の情報の共有化に努めるものとする。

7 基本方針の改訂

本基本方針は、対象期間終了後、改訂するものとする。

本基本方針は、平成24年度に1期目が策定され、その後、平成28年度、令和3年度に改訂した。

1期目 平成24年度策定【期間：平成24年度～平成27年度】

2期目 平成28年度策定【期間：平成28年度～令和2年度】

3期目 令和3年度策定【期間：令和3年度～令和7年度】